

水系、準水系、非水系洗浄剤の法規制

水系、準水系、非水系洗浄剤の法規制には、フッ素系洗浄剤や塩素系洗浄剤などのハロゲン系洗浄剤に適用されるオゾン層破壊問題や地球温暖化問題などの法規制は有りませんが、下記のような法規制があります。

	種類	関連法令	課題
水系 洗浄剤	アルカリ系洗浄剤 中性（界面活性剤）系洗浄剤 酸系洗浄剤	●水質汚濁防止法 ●下水道法	○排水量の低減 ・排水処理 ・排水のリサイクル
準水系 洗浄剤	グリコールエーテル＋界面活性剤＋水 炭化水素＋界面活性剤＋水 テルペン＋界面活性剤＋水	●廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○排水量の低減 ○廃洗浄剤の処理
非水系 洗浄剤 (ノンハロゲン)	炭化水素系	●消防法 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○火災防止対策 防爆構造、消化設備 ○使用洗浄剤の処理
	アルコール系	●労働安全衛生法 (有機溶剤中毒予防規制に該当する物)	○作業環境の維持対策

<主な関連法令の概要>

● 水質汚濁防止法

特定施設を設置する工場または、事務所から公共水域に排水される排水が規制の対象となります。また、特定施設とは、政令で定めるカドミウム等の有害物質を含む汚水等または、政令で定める BOD、COD に関して生活環境に係る被害を生ずるおそれのある程度の汚水等を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令で指定されています。

● 下水道法

公共下水道に特定施設から排水を排出するときは、水質汚濁防止法の場合と同じように、下水道法及び政令に定める規定を遵守しなければなりません。また、公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、または、処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、廃水施設の相当部分が暗渠である構造のものを言います。

● 消防法

発火性、引火性、禁水性の物質を危険物と呼び、その危険物を製造、貯蔵、取扱の場合に設備面や取扱い面でのいろいろな規制を設けています。炭化水素系洗浄剤のほとんどが該当します。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

産業廃棄物の処理に関する法律で、その処理を他人に委託する場合は、委託しようとする廃棄物の分類の許可を受けている業者に委託しなければなりません。

● 労働安全衛生法

職場における労働者の安全と健康の確保、快適な作業環境の形成を目的とし、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則で安全と健康、作業環境等の施策を、また、作業環境測定法、有機溶剤中毒予防規制、特定化学物質等障害予防規制等で溶剤の明確化、作業環境濃度の測定、局所排気装置の設置時の届出、自主点検等を規定しています。

最新の情報はお確かめ下さい